

第4次おいらせ町DV（配偶者等からの暴力）

対策基本計画

策定期間：令和6年度～令和10年度

案

令和6年(2024年)3月

保健こども課

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されるものでありません。

DVは家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。また、DVが子どもの面前で行われた場合、子ども的人格形成や心身の成長に深刻な影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取り組みを不断に進めていく必要があります。

国では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」）」が平成14年4月に全面施行され、国及び地方自治体にはDVを防止し、被害者を保護する責務があることが法律に明示されました。

当町では、平成21年3月から「おいらせ町配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定し、DVの根絶に向けたさまざまな取組を推進してまいりました。

このたび、第3次計画の期間が満了することから、令和6年度から令和10年度までを期間とする「第4次おいらせ町DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定いたしました。

令和5年5月19日にDV防止法が改正され、令和6年度から施行されます。この改正法により当町においては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項を追加しました。

今後も社会情勢の変化やこれまでの取組みを踏まえながら、相談件数の増加や被害の複雑化・多様化などの課題に対応するため、相談体制の強化や被害者支援の充実など、取り組みを一層推進するとともに、子どものころからDVに対する意識啓発に取り組むこととしております。

配偶者等からの暴力を許さない、誰もが安心して生活できる社会の実現を目指し、国や県を含む関係機関や民間団体の皆様と連携及び協力を図り、町全体のDV対策を推進するため、新たな「第4次おいらせ町DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定するものです。

2 計画の性格と策定の方針

- (1) DVの防止と被害者の保護のために行う施策の基本方針と施策の具体的な方向性について示すものです。
- (2) DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として策定するものです。
- (3) 町男女共同参画プランの一部として策定するものです。

3 計画の期間

計画期間は令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間とします。なお、計画期間内であっても、今後の社会経済情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

本計画においては、男性・女性の性別を問わず、法に規定する「配偶者（事実婚、離婚した元配偶者を含む。）」、「生活の本拠地を共にする交際相手（元の生活本拠地を共にする交際相手を含む。）からの暴力に加え、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力（デートDV）」についても対象としています。

なお、計画の対象となる暴力には、身体的暴力のみならず、精神的・経済的・性的暴力も含まれるものです。

第2章 計画の内容

1 現状と課題

DVに関する相談件数は、全国的にも青森県内においても、令和元年度から令和3年度までのコロナ禍は、生活の不安やストレス、外出自粛による在宅期間の増加等により、DVに関する相談が増加しました。町を所管する配偶者相談センター（三戸地方福祉事務所）等におけるDV相談件数は、令和2年度はピークに達し、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されていましたが、令和4年度はここ数年の平均以下となっております。

しかしながら相談内容が複雑化・多様化しており、このことに伴い1件あたりの支援に要する時間が長くなっている現状で、内容がより深刻化していると思われます。

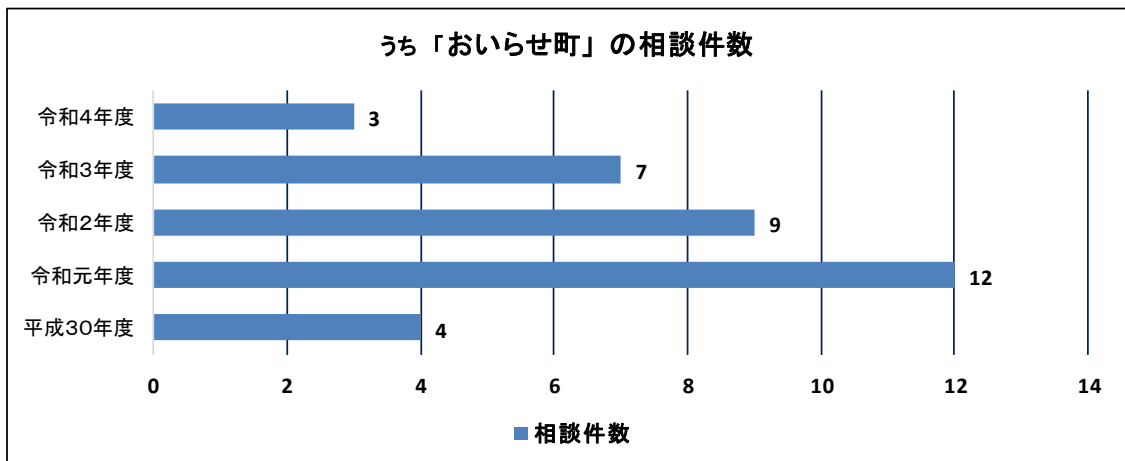
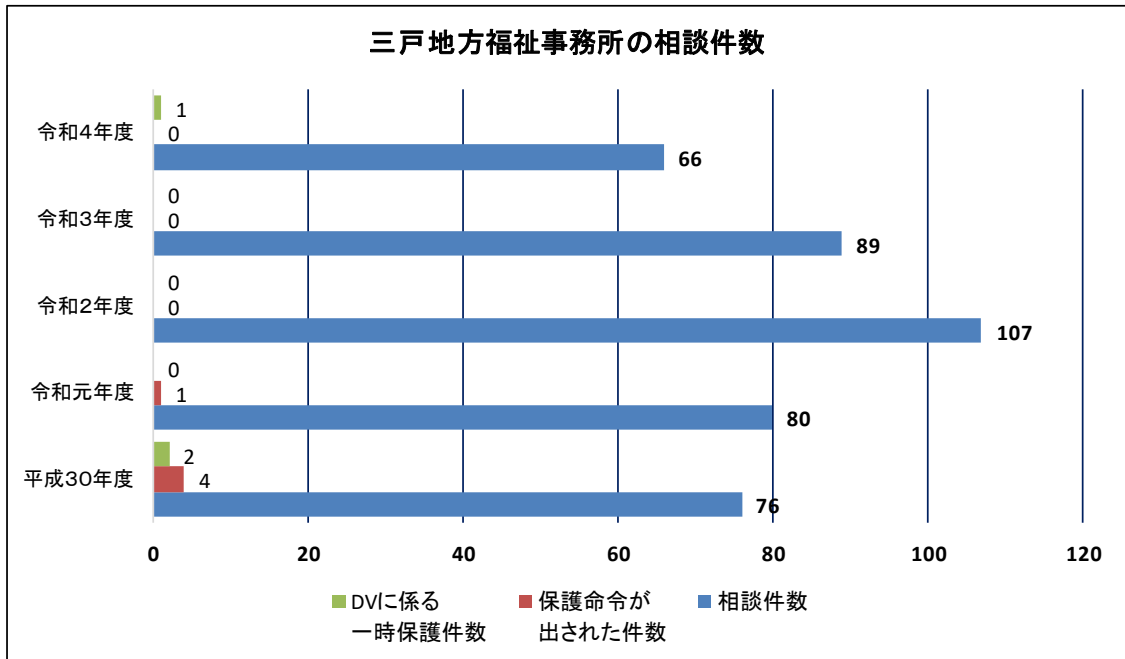
当町の現状については、窓口が一本化していないなどが課題となっておりますが、関係機関や各課が連携し、協力し対応しております。

しかし、令和5年3月に公表した町民アンケート調査結果報告書を見ると、「DV」という言葉については9割以上の住民が「知っている」と回答しているのに対して、相談窓口については「知っている」という回答は5割程度に留まっており、平成29年度の調査より28ポイントも下がりました。

○三戸地方福祉事務所における「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数

	年度	相談件数	保護命令が出された件数	DVIに係る一時保護件数
三戸地方福祉事務所	平成30年度	76	4	2
	令和元年度	80	1	0
	令和2年度	107	0	0
	令和3年度	89	0	0
	令和4年度	66	0	1
三戸地方福祉事務所のうち「おいらせ町」分	平成30年度	4	0	0
	令和元年度	12	0	0
	令和2年度	9	0	0
	令和3年度	7	0	0
	令和4年度	3	0	0

【三八地域県民福祉総室（三戸地方福祉事務所）】

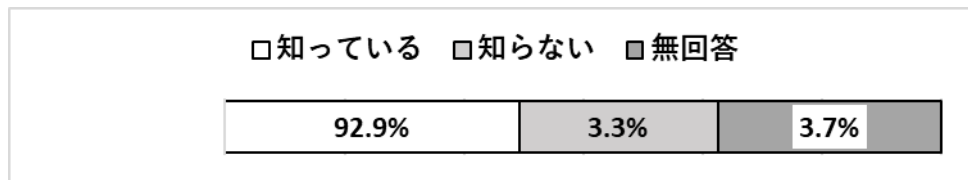


● DVという言葉について知っている町民の割合

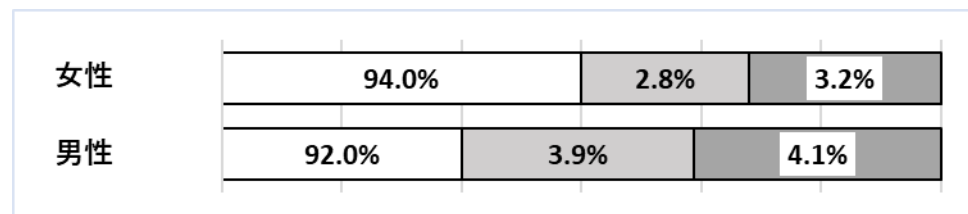
あなたは、DVという言葉を知っていますか。

前回調査結果との比較	令和3年度	平成29年度
知っている	92.9%	95.0%
知らない	3.3%	4.2%

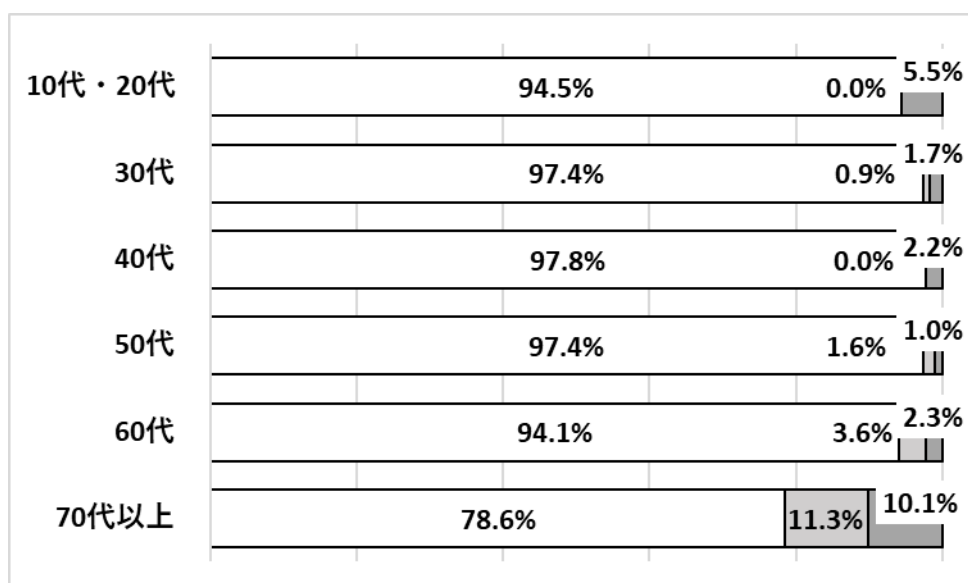
【全体】



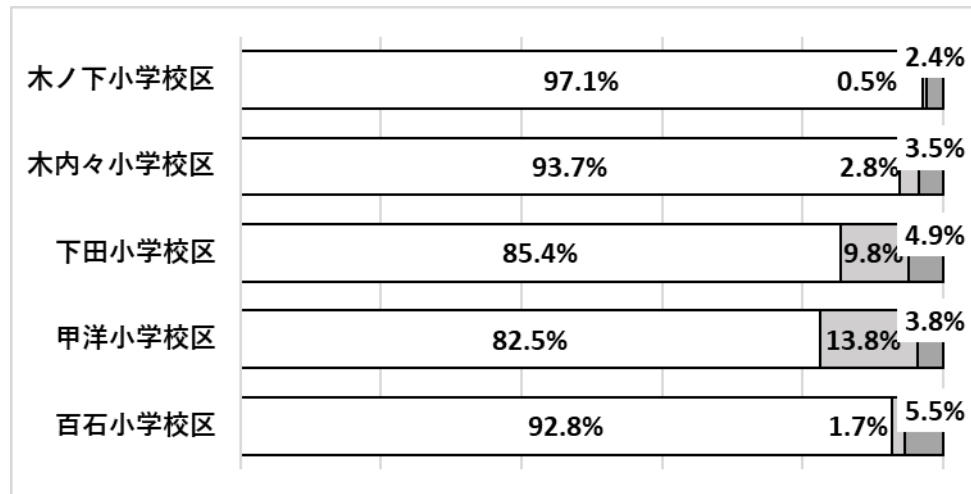
【性別】



【年齢】



【居住地区】

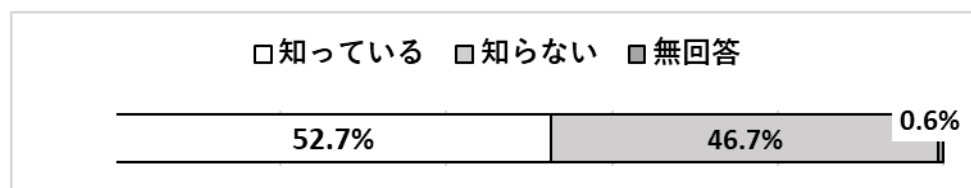


● DVの相談窓口について知っている町民の割合

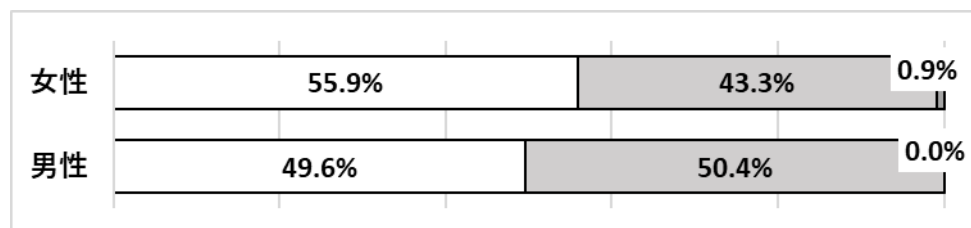
あなたは、国・県・警察に、DV相談に関する窓口があることを知っていますか。

前回調査結果との比較	令和3年度	平成29年度
DV相談窓口があることを知らない女性	43.3%	17.7%

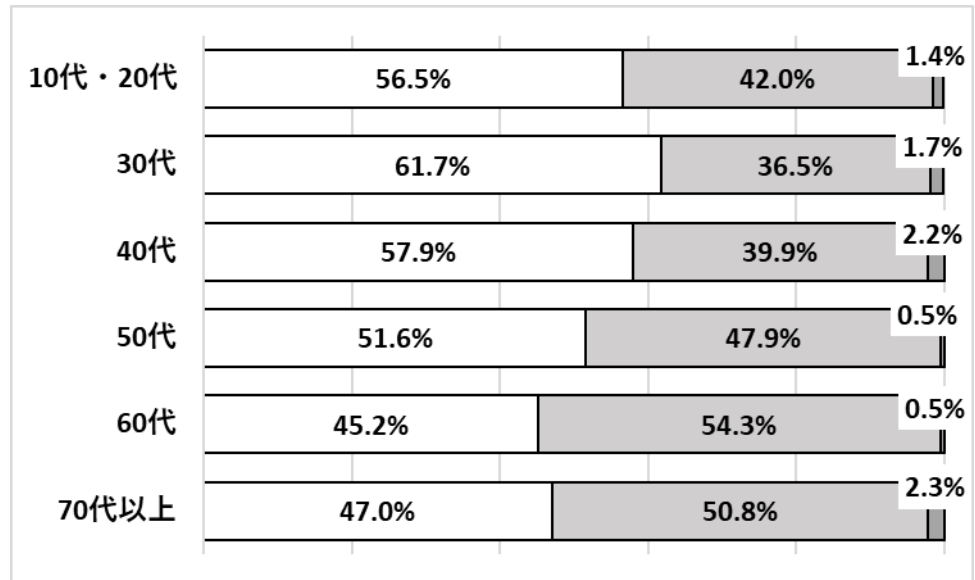
【全体】



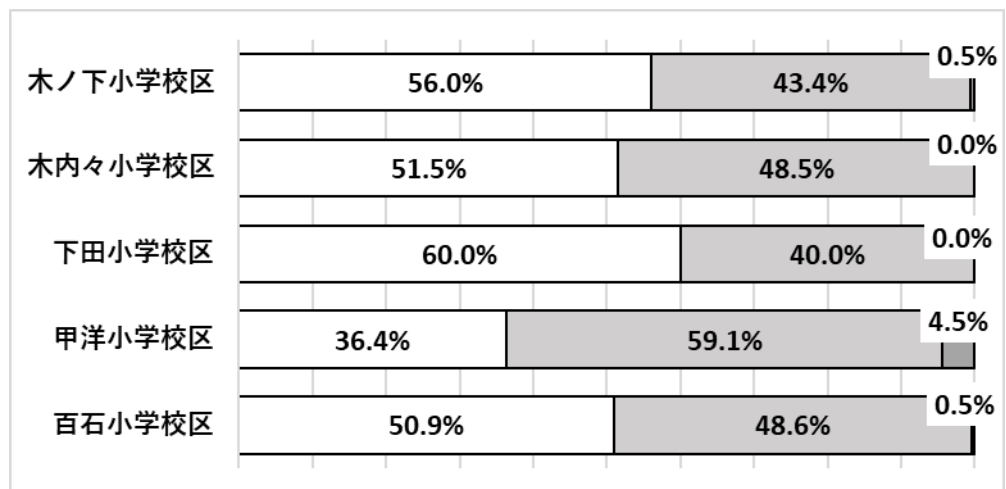
【性別】



【年齢】



【居住地区】



資料：第2次おいらせ町総合計画・後期基本計画策定に係る基礎調査
アンケート調査結果報告書「令和5年3月公表」より

2 重点施策

重点的施策として、暴力の防止と被害者支援のための取り組みを次の3つの柱で積極的に推進していきます。

基本目標1 暴力を許さない社会づくりの推進

基本目標2 被害者の安全確保と自立支援

基本目標3 相談体制の充実と関係機関の連携

基本目標1 暴力を許さない社会づくりの推進

DV防止法の施行に伴い、DVについての認知度及び関心は徐々に高まっています。ただ、DVは家庭内の問題と捉えている傾向や、その背景となっている固定的な性別役割分担の意識は依然として残っています。

そのため、家庭・地域・企業等において、DVに関する一層の啓発・教育が求められています。DVを予防していくためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有することが重要です。

DVは単に家庭内の問題、夫婦間の問題と見過ごされていたり、身体に対する暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力も含まれるということが知られていなかったりと、十分な理解が得られていない状況にあります。

また、令和3年3月の内閣府の調査結果では、配偶者からの暴力を相談しなかった理由として、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから。」が最も多い回答となっています。このような結果から、「自分が受けている暴力がDVに当たる」と気づき、相談窓口へつなげる啓発活動の推進が重要となっています。

さらに、幼少期からしつけと称した暴力や面前DV※1等が生じている望ましくない環境から子どもたちを守り、デートDV※2や将来のDVをなくすため、中学生、高校生、大学生等の若年層に対する人権の尊重やDVに対する意識啓発も重要となっています。

このようにDVを予防するためには、子どもころからDVに関する正しい理解や男女が互いの人権を尊重する大切さについて、教育・意識啓発を行うことが大切です。

■ DVの形態

身体的暴力	身体に危害を及ぼす暴力で、殴る、蹴る、腕をねじる、首を絞める、髪の毛を引っ張る、物を投げつける、刃物で脅す等 ※警報第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為で、配偶者間で行われても処罰の対象となる。
精神的暴力	心無い言動や態度で心を傷つける暴力で、大声で怒鳴る、人格を否定するような暴言を吐く、無視する、交友関係を細かく監視する等 ※暴力の結果、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神的障害に至れば、傷害罪として処罰されることがある。
性的暴力	同意のない性行為を強要する暴力で、見たくないポルノ雑誌やビデオを見せる、避妊に協力しない等 ※夫婦間であっても、刑法第177条の強制性交等罪にあたる場合がある。
経済的暴力	経済的に圧迫する暴力で、生活費を渡さない、家計を厳しく管理する、外で働くことを妨害する、仕事を辞めさせる等
社会的暴力	社会的に行動を制限する暴力で、交流関係を監視・抑制する、電話やメールを細かくチェックする、許可なしで外出させない等
子どもをまきこんだ暴力	子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目に合わせる、子どもに暴力を振るうと脅す等

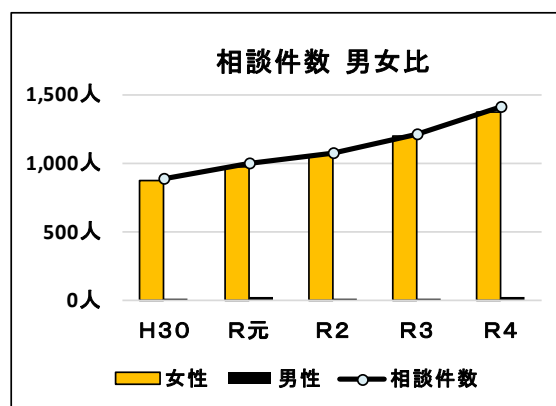
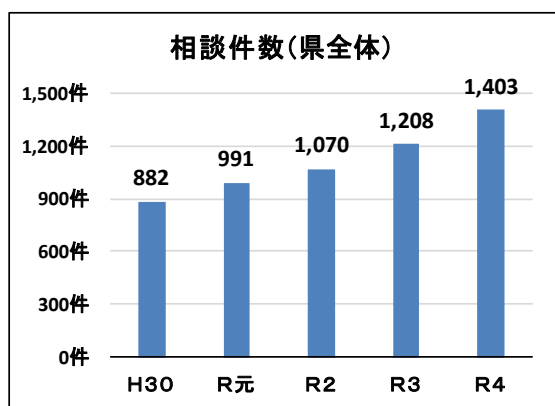
面前DV※1：児童虐待の心理的虐待のうち、子どもの前で配偶者などに対し暴力を振るうこと。

デートDV※2：婚姻関係にない恋人間に起こる暴力のこと。身体的暴力のほかに、行動を監視・規制するなどの精神的暴力や借りたお金を返さないなどの経済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力などがある。

○青森県の「配偶者暴力相談支援センター」における相談件数

年 度	相談件数	相談者の性別		相談種別		
		女性	男性	来所	電話	その他
平成30年度	882件	868人	14人	261人	606人	15人
令和元年度	991件	969人	22人	357人	618人	16人
令和2年度	1,070件	1,064人	6人	335人	724人	11人
令和3年度	1,208件	1,196人	12人	373人	791人	44人
令和4年度	1,403件	1,374人	29人	414人	909人	80人

【青森県健康福祉部こどもみらい課】



○「配偶者暴力相談支援センター」における相談状況(一時保護)

	年 度	相談件数	DVIに係る 一時保護件数
青森県	平成30年度	882件	12件
	令和元年度	991件	20件
	令和2年度	1,070件	13件
	令和3年度	1,208件	9件
	令和4年度	1,403件	10件
全 国	平成30年度	114,481件	2,814件
	令和元年度	119,276件	
	令和2年度	129,491件	2,376件
	令和3年度	122,478件	2,078件
	令和4年度		

※令和4年度については、国資料の公表前である。

【青森県健康福祉部こどもみらい課】

施 策	取組みの方向	所 管
DV防止のための啓発活動の充実	人権擁護委員等の活動を通して人権尊重意識の啓発を図ります。	町 民 課
	広報誌等を活用してDVや男女共同参画に関する情報発信を実施します。	政 策 推 進 課 保 健 こ ど も 課 介 護 福 祉 課
子どものころからの教育・啓発の充実	学校教育における人権教育を通して、人権尊重や男女共同参画の意識を高める教育の充実を図ります。	学 務 課
生涯学習の推進	学びカレッジ専門講座等を通して男女共同参画や配偶者等からの暴力の防止に向けた学習、啓発を行います。	社会教育・体育課 政 策 推 進 課

基本目標 2 被害者の安全確保と自立支援

配偶者からの暴力は、被害者の生命に危険が及ぶ場合もあることから、被害者やその同伴者の安全を確保することは、被害者支援を行う上で非常に重要です。一時保護については、本人の意思に基づき、安全かつ確実に実施できるような支援体制や個人情報の厳重な保護・管理の徹底とともに、警察など関係機関と連携を強化する必要があります。

また、DVを発見しやすい立場にある**教職員、保育士、医師、保健師、民生委員、児童委員等の関係者等が、「配偶者からの暴力を容認しない社会の実現」という共通認識を持ち、相談、保護、自立支援の各段階において、緊密に連携し、取り組みを進める必要があります。また、DV防止法において、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所が適切に連携協力することが定められたことに伴い、両機関がより緊密に連携し、被害者保護に取り組むことが求められています。**DVに関する知識を**身につけ**、理解を深めることにより、被害者の早期発見や通報、保護につなげていくことが重要です。

被害者の自立に向けては、居住場所の確保や経済面での支援、**就労支援**、精神面での支援、同伴者への支援など、被害者の立場に立って多角的に行う必要があり、**関係機関が連携し、一体となって被害者を支援していくことが不可欠です。また、子どものいる被害者の支援にあたっては、間近に暴力に接してきた子どもへの心理的ケアを専門機関で行うとともに、学校においてはスクールカウンセラーが支援を行いのフォロー体制を充実させていきます。**

(被害者が逃げない理由の例)

○ 恐怖感

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。

○ 無力感

暴力を振るわれ続けることにより、「自分は夫から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。

○ 複雑な心理状況

「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。

○ 経済的問題

配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げることもできません。

○ **子どもの問題**

子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかり、逃げることに踏み切れないこともあります。

○ **失うもの**

配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。

資料:「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」(内閣府男女共同参画局)

施 策	取組みの方向	所 管
早期発見・未然防止のための仕組みづくり	医療機関や福祉関係者、学校等の関係者に対し、DVに関する知識を 身につけ 、DVの通報について理解の浸透を図ります。	保 健 こ ど も 課 国保おいらせ病院 学 務 課
	子どもの健診・相談場面で、子どもの様子や言動、 保護者 の相談からDVの発見に努め、発見の際は関係機関と連携して対応します。	保 健 こ ど も 課
被害者保護体制の整備	関係機関と連携して、保護を求める被害者の安全確保に努めます。	保 健 こ ど も 課
	改正 DV防止法に基づき、住民基本台帳や健康保険の他、子どもの学校等に関する事務処理における情報管理を図ります。	保 健 こ ど も 課 町 民 課 学 務 課 介 護 福 祉 課
被害者の自立支援の推進	日常生活や就労について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。	介 護 福 祉 課 保 健 こ ど も 課
	被害者に同伴された子どもの就学や保育支援に関して配慮します。	学 務 課 保 健 こ ど も 課

基本目標 3 相談体制の充実と関係機関の連携

DV被害者が安全な生活を送るためには、支援に関する情報を入手し、支援者等の力を借りながら、最終的には自分でどう行動するかを決めることが大切です。それには、まずDV被害者が相談することから解決への道のりが始まります。

当町の令和4年度のアンケート調査では、DVの相談窓口について知っている町民の割合は**5割程度に留まっています**。県内には8か所の配偶者暴力相談支援センターがあり、**当町の所管**は三戸地方福祉事務所（八戸市）になりますが、被害者に最も身近な相談窓口として、庁内にも相談窓口があることを広く周知する必要があります。

また、DV防止の周知、被害者の早期発見、被害者の自立支援など、あらゆる場面で**国や県等を含めた関係機関及び民間団体**と連携・協力して各施策に取り組むことが有効かつ重要です。

施策	取組みの方向	所管
相談窓口の整備	相談窓口を設置し、町民への周知を図ります。	保健子ども課 総務課
相談体制の充実	相談窓口担当者のほか、関連業務の担当者の資質向上に努めるとともに二次被害の防止を図ります。	保健子ども課 介護福祉課 町民課
関係機関との 協力・連携	国や県、警察等を含めた 、関係行政機関や地域の民間団体と 協力・連携 を深め適切な対応に努めます。	保健子ども課 介護福祉課
	庁内における連絡体制を整備し、連携強化を図ります。	保健子ども課 介護福祉課 町民課

施策の体系と取り組み事業の内容

基本目標	施策	取り組みの方向	所管	取り組み事業の内容
DVを許さない社会づくり	DV防止のための啓発活動の充実	人権擁護委員等の活動を通して人権尊重意識の啓発を図ります。	町民課	学校での人権教育学習やイベントにおける啓発活動など人権啓発の推進
		広報等による周知活動やイベントを活用し、DVや虐待防止活動の普及啓発に努めます。	保健こども課	広報等及び生涯学習フェスティバル時にDVや虐待防止活動を実施
		広報誌等を活用してDVや男女共同参画に関する情報発信を実施します。	介護福祉課 政策推進課	民生委員を通じた地域へのパンフレットの配布等による啓発活動 広報誌における男女共同参画の啓発
	若い世代からの教育・啓発の充実	学校教育における人権教育を通して、人権尊重や男女共同参画の意識を高める教育の充実を図ります。	学務課	学校と連携した人権教育や善悪・思いやりの心の学習の実施
	生涯学習の推進	学びカレッジ専門講座等を通して男女共同参画や配偶者等からの暴力の防止に向けた学習、啓発を行います。	社会教育・体育課 政策推進課	DV予防や男女共同参画に関する学びカレッジ専門講座や壮年講座の実施 町民を対象とした男女共同参画に関する研修会の開催
被害者の安全確保と自立支援	早期発見・未然防止のための仕組みづくり	医療機関や福祉関係者、学校等の関係者に対し、DVに関する知識を 身につけ 、DVの通報について理解の浸透を図ります。	保健こども課	要保護児童対策地域協議会等を通じて共通認識と情報の共有
			介護福祉課	民生委員の活動を通じた地域情報の共有
			国保おいらせ病	必要に応じた通報等の実施
	被害者保護体制の整備	改正DV防止法に基づき、住民基本台帳や健康保険の他、子どもの学校等に関する事務処理における情報管理を図ります。	保健こども課	児童相談所や警察との連携
			介護福祉課	三八地域県民局健康福祉部福祉総室（三戸地方福祉事務所）、女性相談所等関係機関との連携
			介護福祉課	介護保険及び障がいサービス等の情報の管理
			町民課	住民基本台帳における情報管理 児童相談所との連携
			保健こども課	被害者に対する国民健康保険等の配慮と情報管理の徹底
			学務課	身体の安全を優先させた学校との情報共有と情報管理
			税務課	証明書交付に係る配慮と情報管理
被害者の自立支援の推進	日常生活や就労について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。 被害者に同伴された子どもの就学や保育支援に関して配慮します。	介護福祉課	必要に応じた生活保護制度等の活用やハローワークとの連携	
		学務課 町民課	学校と連携し、被害者に同伴された児童の就学についての配慮 児童への緊急的な一時保育等についての配慮	

基本目標	施策	取り組みの方向	所 管	取り組み事業の内容
相談体制の充実と関係機関の連携	相談窓口の整備	相談窓口を設置し、町民への周知を図ります。	保健子ども課	保健子ども課が中心となるが、各課連携・協力し、相談窓口を設置
			総務課	行政相談事業の実施
	相談体制の充実	相談窓口担当者のほか、関連業務の担当者の資質向上に努めるとともに二次被害の防止を図ります。	介護福祉課	窓口担当職員の研修
			町民課	住民基本台帳情報の管理や窓口対応職員等の知識向上
			保健子ども課	担当者の研修、及び関係機関、団体等と連携した対応による二次被害の防止
	関係機関との協力・連携	国や県、警察等、関係行政機関や地域の民間団体と協力・連携を深め適切な対応に努めます。	保健子ども課 介護福祉課	警察署、三八地域県民局健康福祉部福祉総室(三戸地方福祉事務所)と女性相談所との連携
			保健子ども課 介護福祉課	各課連携し、情報共有及び必要に応じたDV検討会議の開催
		町民課	関係団体等と連携した連絡体制の整備	
庁内における連絡体制を整備し、連携強化を図ります。				

おいらせ町の DV 相談支援の概要

